る必要がある。（その際には、勤務時間によって人数を調整する必要がある。）

・伸び率の算出は、小数点以下第２位を四捨五入したものを記載すること。

３　経営革新の計画期間

別表１の「計画期間又は事業期間」等に関する記載方法は、次のとおりとする。

（１）研究開発を実施する期間がある場合

「計画期間又は事業期間」欄には、計画期間として、３年間ないし８年間の期間を記載すること。その上で、「研究開発期間」欄には、研究開発を実施する期間を記載し、「事業期間」欄には、計画期間のうち研究開発期間を除く新事業活動を実施する期間として、３年間ないし５年間の期間を記載すること。

（２）研究開発を実施する期間がない場合

「計画期間又は事業期間」欄及び「事業期間」欄に、事業期間として、研究開発期間を除く新事業活動を実施する期間として、３年間ないし５年間の期間を記載すること。

「研究開発期間」欄は記載不要。

４　経営革新の内容及び実施時期

別表１の「経営革新の内容及び既存事業との相違点」欄及び別表２に記載すること。経営革新の内容については、新事業活動の類型に則して、新たな取組の内容を具体的に記述すること。

なお、別表２の記載方法は、次のとおりとする。

（１）　番号は、１、２　、１－１、１－２、１－１－１、１－１－２というように、実施項目を関連付けて記載すること。

（２）　実施項目は、具体的な実施内容を記載すること。

（３）　評価基準は、定量化できるものは定量化した基準を設定することとするが、定性的な基準でも可とする。

（４）　評価頻度は、自社で計画の進捗状況を評価する頻度又は時期を毎日、毎週、毎月、隔月、半年、１年、半年後、１年後などと記載すること。

（５）　実施時期は、実施項目を開始する時期を４半期単位で記載すること。１－１は初年の最初の四半期に開始、３－４は３年目第４四半期開始を示す。

５　経営革新を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

別表３に記載すること。直近３年間の決算書から記入すること。創業３年未満の場合は記入できる範囲を記載すること。また、資金調達額については、計画期間の間のみ記載し、経営革新計画に係る設備投資計画及び運転資金計画を予定している者は、併せて別表４に記載すること。

６　特定組合等が経営革新に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金を賦課しようとする場合にあっては、その賦課の基準

別表５に記載すること。賦課の基準については、生産数量（金額）、従業員数、出資金等具体的に記載すること。

７　その他

別表１の「実施体制」欄は、自社の経営革新を大学・公設試験研究機関・他の企業などと連携して行う場合には、その連携先と連携内容について記載すること。補助的指標は、設定を必要とする申請者のみが記載すること。記載する場合には、名称、定義、計算方法及び設定理由を記載したものを添付すること。別表２の「実績」欄は、経営革新計画が実施された後、申請者が計画の実施状況を把握することを容易にするためのもので、申請の段階で記載する必要はないが、計画の進捗に